

「指定訪問介護」

重要事項説明書

「指定基準型訪問介護」

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(茨城県指定 第 0870200912 号)

(日立市指定 第 0870200912 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスおよび指定基準型訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 苦情の受付について	7
8. 第三者評価の実施状況について	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 秀和会
(2) 法人所在地 茨城県日立市国分町3丁目12番10号
(3) 電話番号 0294-36-7300
(4) 代表者氏名 理事長 川島 ミドリ
(5) 設立年月 平成15年12月3日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成17年6月1日指定
茨城県 0870200912号
指定基準型訪問介護事業所
日立市 0870200912号
- (2) 事業の目的 要介護または要支援状態にある方が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営む事ができるよう、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護サービスまたは、介護予防・日常生活支援総合事業における基準型訪問介護サービスを提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 鮎川さくら館指定訪問介護事業所
- (4) 事業所の所在地 茨城県日立市国分町3丁目12番10号
- (5) 電話番号 0294-36-7300
- (6) 管理者職氏名 麻植 盛樹
- (7) 当事業所の運営方針 老人福祉法及び関係法を遵守し、利用者様の一人ひとりの意思と人格を尊重し、利用者様へのサービスの提供に関する計画書に基づき、機能維持を念頭に置き、相互に社会関係を築きながら自立的な日常生活を営むことを支援する。
- (8) 開設年月 平成17年6月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 事業実施地域 日立市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	祝、祭日を含む全日
受付時間	月～金 9時～18時
サービス提供時間帯	月～日 7時～21時

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービス、指定介護予防訪問介護サービス及び指定基準型訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1名		1名	1名	従業者の管理・業務の管理
2. サービス提供責任者	2名		1名	1名	申し込み調整・訪問介護計画書作成
3. 訪問介護員	4名	1名	3名	2名	訪問介護の提供
(1) 介護福祉士	3名		2名		訪問介護の提供
(2) 訪問介護養成研修 1 級 (ヘルパー1 級) 課程修了者					訪問介護の提供
(3) 訪問介護養成研修 2 級 (ヘルパー2 級) 課程修了者	1名	1名	1名		訪問介護の提供
(4) 訪問介護養成研修 3 級 (ヘルパー3 級) 課程修了者					訪問介護の提供

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
 （例）週 8 時間勤務の訪問介護員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 7 割 8 割 9 割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- 身体介護
入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
- 家事援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をします。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

- 入浴介助
…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- 排せつ介助
…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助
…食事の介助を行います。
- 体位変換
…体位の変換を行います。
- 通院・外出介助
…通院・外出の介助を行います。

② 家事援助

- 調理
…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- 洗濯
…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- 掃除
…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- 買い物・薬の受け取り
…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物及び薬の受け取りを行います。
（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

<サービス利用料金> (契約書第9条・利用料金表参照)

① 訪問介護サービス利用料 (要介護1から5)

訪問介護サービスの、1回あたりの基本単位数と加算については、利用料金表の通りです。基本単位数は、国で定めたものです。変更があった場合には、事前に書面でお知らせします。

② 基準型訪問介護の利用料

(要支援または基本チェックリストにより事業対象者とされた方)

基準型訪問介護の、1月あたりの基本単位数と加算については、利用料金表の通りです。基本単位数は、日立市で定めたものです。変更があった場合には、事前に書面でお知らせします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第9条参照)

①介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者様の負担となります。

(3) 交通費 (契約書第9条参照)

買物、薬の受け取りサービスを利用される場合は、サービス提供に際し、要した交通費の実費 (自動車を使用した場合は1 km 60円) をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法 (契約書第9条参照)

翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金払い イ. 口座からの引き落とし

(5) 利用の中止、変更、追加 (契約書第10条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはできるかぎり早めに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	基本料金の1割

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービス提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第7条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第8条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に緊急連絡する場合、電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第11条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

・(5) 事業者及びサービス従事者の義務（契約書第13条参照）

事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

緊急時の連絡先	受付時間	電話番号
鮎川さくら館指定訪問介護事業所 サービス提供責任者 梅田理恵 佐野明美	9:00～18:00	0294-36-7300

(6) 訪問介護員の禁止行為（契約書第15条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

<ul style="list-style-type: none"> ・医療行為 ・ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受 ・ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供 ・飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙 ・ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 ・その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] サービス提供責任者 梅田 理恵
佐野 明美

管理者 麻植 盛樹

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9:00～18:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

日立市役所 介護保険課	所在地 日立市助川町1-1-1 電話番号・FAX 0294-22-3111/0294-24-2281 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 水戸市笠原町978-26 電話番号・FAX 0294-301-1565/029-301-1579 受付時間 9:00～17:00
茨城県社会福祉協議会	所在地 水戸市千波町1918 電話番号・FAX 029-305-7193/029-305-7194 受付時間 9:00～17:00

8. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

鮎川さくら館 指定訪問介護事業所

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

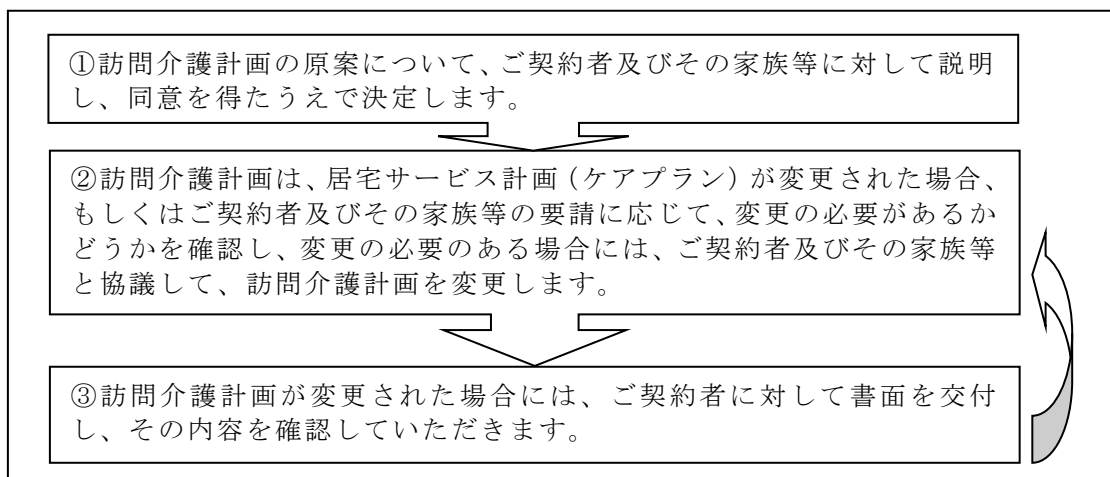
印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

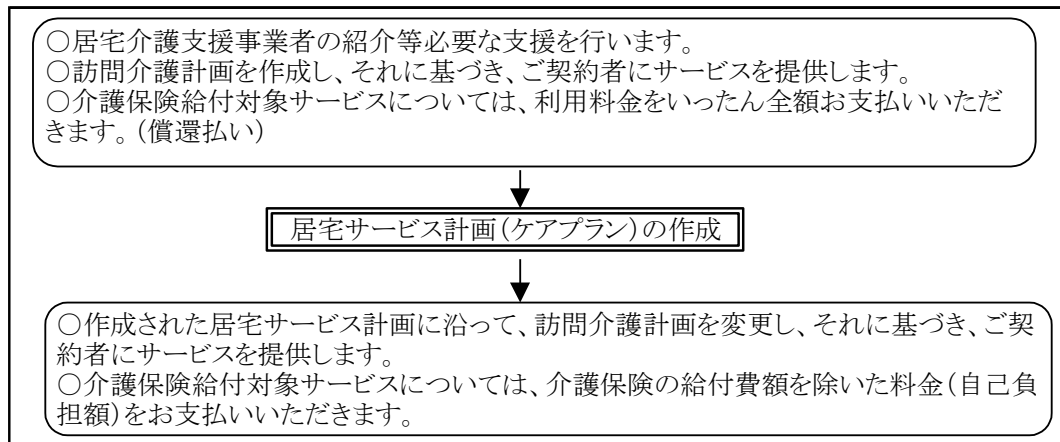
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

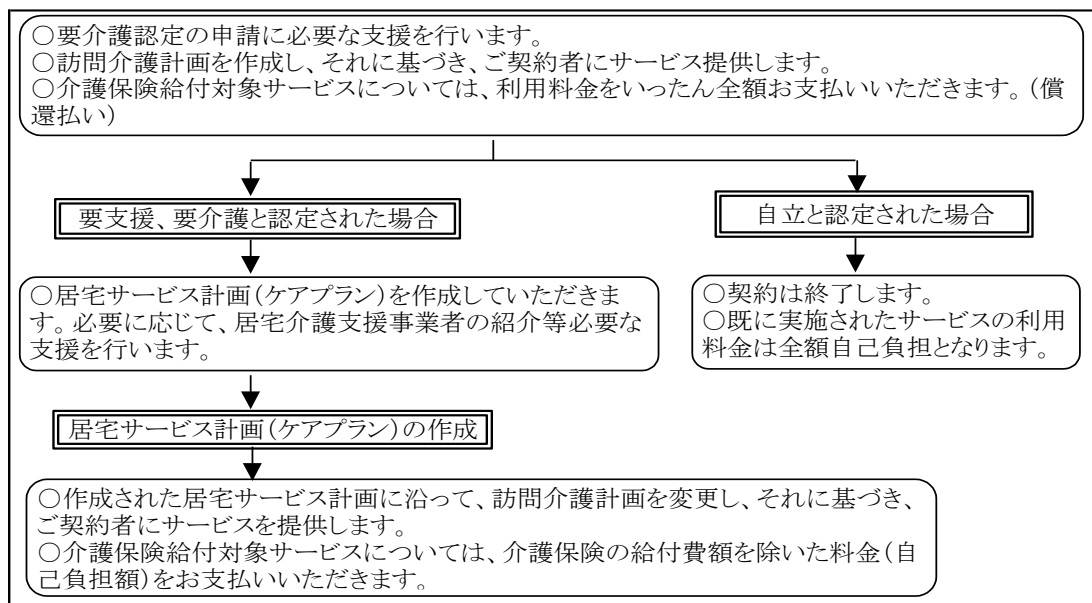


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



③ 要介護認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務（契約書第13条、第14条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③ サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

3. 損害賠償について（契約書第16条、第17条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第19条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ① 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 20 条、第 21 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合② 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 22 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合④ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|--|

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 19 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。